

労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービスの運用開始!

厚生労働省では、昨年12月より、「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」の運用を開始しました。

同サービスでは、下記に掲載している、労働基準監督署に提出する労働安全衛生関係の届出・申請書類について、インターネット上で帳票を作成することが可能になりました(注1)。書面を作成する際の誤入力・書類の添付忘れの防止につながるとともに、過去の保存データ(注2)を用いることにより共通部分の入力が簡素化されます。同サービスの利用にあたり、事前申請や登録は不要です。

(注1) 標記サービスは、申請や届出をオンライン化するものではありません。作成した帳票は、印刷のうえ、所轄の労働基準監督署への提出が必要です。

(注2) 標記サービスで入力された情報は、インターネット上には保存されません。次回以降に活用される場合は、ご自身のパソコンに保存ください。

【サービスに対応している届出・申請】

- 労働者死傷病報告(休業4日以上)
- 総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告
- 定期健康診断結果報告書
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書(ストレスチェック)

【サービスの利用手順】

1. 標記サービスに接続し、インターネット上で帳票を作成。
2. 1で作成した帳票を印刷。
3. 2で印刷した帳票に、必要に応じて添付書類を添えて労働基準監督署に提出。

【URL】 <https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/index.html>

【お問合せ】 厚生労働省 TEL:03-5253-1111